

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 7 年 6 月 1 9 日

奄美市農業委員会

第 6 回定例総会議事録

署名委員 與島文雄

署名委員 山下典仁

奄美市農業委員会第6回定例総会議事録

1. 招集日時 平成26年6月19日(金) 午前9時30分～
2. 招集場所 奄美市文化センター1階音楽専用室
3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	與島 文雄	12	屋島 良幸
2	山下 典仁	13	喜野 和也
3	吉 卓男	14	
4	昇 睦朗	15	松元 修一
5	山田 良光	16	肥後 安美
6	榮 清志	17	泉 智宜
7	前田 孝徳	18	志岐 清夫
8	行 辰朗	19	赤崎 重雄
9	前山重一郎	20	榮 清安
10	南 利郎	21	野崎 清志
11	松崎 文好	22	福原 秀和

4. 欠席委員 中村 秀明

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 用稲 工巳
笠利分室長 有川 衛
住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

- ・出張報告
- ・笠利地区農地パトロールの報告について
- ・名瀬地区農地パトロールについて
- ・7月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第37号 名瀬地区農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について
- 議案第38号 名瀬地区農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第39号 笠利地区農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第40号 奄美農業振興整備計画変更申請(軽微な変更:用途区分変更)について

協議事項

- ・遊休農地の指導について

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は21人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成27年第6回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は中村 秀明委員)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員に1番與島文雄委員と2番山下典仁委員の2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第35号から議案第40号までの6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって

本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

農林振興課の方から農振変更の説明と併せまして中間管理事業に関する説明で来ておりますので、その案件から先に済ましたいと思っておりますので、よろしくご理解下さい。

事務局	<p>日程第 8</p> <p>議案第 40 号奄美農業振興整備計画変更申請（軽微な変更：用途区分変更）について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>（川内局長）</p> <p>（議案の朗読及び説明）</p>
議長	<p>No.3 につきましては、用途変更により生産品の販売、倉庫建設、駐車場の整備をしようとするものです。</p> <p>（前山会長）</p> <p>それではこれから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
10 番	<p>（南委員）</p> <p>これは、同じ人の名義で一番最後の図面の右側の 1233 番 3 の隣りに、前回販売所を造るということで申請が出てきて調査も行って、一応農業委員会としてはこれについて許可を出してあるのですが、又同じ人が斜め向かいの名瀬から来たら左側で前回の 2・30 メートル手前になるのですが、前回の申請についてはどういう取り扱いになっているのですか。</p>
農林振興課	<p>（勇農政係主査）</p> <p>委員ご指摘のとおり前回同じ人から今お話があったとおりでこれも売店という形で 26 年度申請が出されております。担当課といたしましては、どうしてこれを新しく申請したのですかという点と、関連があるのですかということは本人に正しております。本人も計画的な申請ではなかったということは認めておまして、直営販売の店舗を 2カ所設けたいという意志は確認しております。そして今回の申請地の方は少し敷地が大きいということで駐車場等も設けてみたいということで伺っております。一応申請が計画的ではないということは指摘をしました。</p>
16 番	<p>（肥後委員）</p> <p>生産品の販売というのは何になりますか。</p>
農林振	<p>（勇農政係主査）</p>

興課	<p>詳細については確認をしておりますが、農産加工品だとは聞いておりません。</p>
10番	<p>(南委員)</p> <p>マンゴーとドラゴンフルーツとパッションということです。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>熱帯フルーツが主な生産品になるのではないかということです。</p>
13番	<p>(喜野委員)</p> <p>98ページにハウスと駐車場の平面図がありますが、この申請書の中での位置関係が分からないのですが、位置関係を示しておかないとこのサイズであれば何所にでも造れると解釈されないでしょうか。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>101ページの方に位置関係が示されております。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>101ページの字図の方には駐車場の場所、売店の場所、観葉植物ハウスの場所が示されてございますね。</p>
13番	<p>(喜野委員)</p> <p>ちょっとアバウト過ぎないかと思ったもので、手書きでこう書いただけで位置関係がどうにでも出来るとなりますと、農振さえ外してしまえばどんなにでも出来るというふうに解釈をされないかと思ってちょっと危惧したところです。</p>
10番	<p>(南委員)</p> <p>一応今月の調査対象にはなっておりませんが、同じ平の人の絡みで調査があったものですから現地まで出向いて、本人とも連絡を取りまして話し等を色々伺いました。この観葉植物ハウスというのは現在建っているハウスではなくて、一応売店を造った時はこの場所にお客さんに見せるための観葉植物の販売目的を含めてハウスを造りたいということでした。現在この観葉植物ハウスと書いてある所には小さいソテツがずっと植えてありまして、3反歩位の平坦ではなくちょっとした勾配やでこぼこがある土地ですが、過去2回</p>

の一筆調査の時あちらこちらに観葉植物が植えてあったり本人が土建をやっていたのでその資材が置いてあったりとかしていて、一応私は観葉植物を植えているということで調査は出しています。前回の申請は確かに県道沿いで非常に交通量の多い所で、駐車場が取れない小さな土地での計画でしたので交通量の多いところで大丈夫かなと危惧していたのですが、本人後継者もいまして後継者と話し合っ折角やるのであればやはり駐車場の取れる所で直売所を造りたいという話し合いの中でこの土地が条件的には良いのではないかとお願いしましたということでした。マンゴーやドラゴンフルーツやパッションフルーツ等後継者もいて一生懸命やっている農家ですのでこういう余裕のある敷地でそれなりの施設を造って直売所が運営できるのであれば非常に良いことだなと思って帰ってきたところです。以上です。

議 長

(前山会長)

外にご意見ございませんか。

17番

(泉委員)

前の土地の隣りということですか。

10番

(南委員)

斜め向かいです。節田から行くと右側になります。ティダムーンの展示館の間に山あって集落の右の行き果ての土地です。前回の所から30メートルも離れていない所です。名瀬から来ると集落に入る入口の左側になります。

議 長

(前山会長)

前回出した場所とは道路を挟んで斜め向かいになります。

外に質疑ございませんか。

17番

(泉委員)

これは後から4条申請が出てくるのですか。

議 長

(前山会長)

農業用の関連施設用地で軽微な変更だけですので、これが認可になればそのまま建てて良いということになり4・5条申請は上がってこないということです。

10番	<p>(南委員)</p> <p>私が養鶏場を造った時も一応農地に造りましたがその時は用途変更届という届け出だけで済みました。</p>
17番	<p>(泉委員)</p> <p>倉庫であれば200平方メートルに満たないので良い訳ですね。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>農地の用途変更だけですので、これが通りましたら造っても良いということです。4・5条申請は上がってこないということです。</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第40号奄美農業振興整備計画変更申請(軽微な変更:用途区分変更)については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第40号奄美農業振興整備計画変更申請(軽微な変更:用途区分変更)については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>これから協議会に移して農林振興課の方から中間管理事業についての説明を受けたいと思います。</p> <p>協議会に移します。</p> <p>正会に返します。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>議事を再開いたします。</p> <p>日程第3</p> <p>議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p>

事務局	<p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(川内局長) (事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.14につきましては、贈与による所有権の移転でございます。3ページにありますように受人は、バナナ5.8アールを栽培しており、取得地にもバナナを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.15につきましては、賃借権設定でございます。13ページにありますように受人は、桑35.4アールを栽培しており、取得地にも桑を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.16につきましては、贈与による所有権の移転でございます。新規就農で27ページには営農計画書が添付されており、模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.17につきましては、贈与による所有権の移転でございます。39ページにありますように野菜7アールを栽培しており、取得地にも野菜を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.18につきましては、売買による所有権の移転でございます。48ページにありますように受人は、サトウキビ359アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上5件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
13番	<p>(喜野委員)</p> <p>議案第35号No.14農地法第3条の規定による許可申請について、報告いたします。</p> <p>このNo.14は5月の定例会で議案第29号として上がっておりましたが、保留になっておりましたので今月又審議をすることになりました。私がお会いしたのは先月の定例会に間に合う様に聞き取りをしておりましたので5月の日付で報告をいたします。</p>

5月17日午前9時に受人の自宅で面談いたしました。今回申請のありました農地は所有者である弟からの贈与です。弟は大阪府に在住で今後耕作の予定はなく今回受人である兄に贈与するとのことでした。申請書記載内容に相違のないことを確認いたしました。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」は、別紙のとおりですので報告いたします。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

議案第35号農地法第3条の規定による許可申請No.14の譲渡人について報告いたします。

5月25日10時55分頃大阪市港区磯路の譲渡人より笠利総合支所農業委員会分室に電話がありました。兄に譲渡することに承諾する、島のことも全部任せているとのことでした。以上です。

11番

(松崎委員)

議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について、調査報告いたします。

この議案は先月提出されましたが、提出書類の中で渡人である本人からの聞き取りが出来なかった関係上今月になったところです。5月18日(水)14時より申請地現場で受人と有川分室長、吉委員、赤崎委員、松崎4名で聞き取りと申請地の確認調査をしました。渡人は3人兄弟の次男で長男が受人で三男は現在名瀬の方で住んでいます。3人の中で土地分与されたのが次男と三男です。長男は非常に頭の切れる子で親が「お前は大学までやりその金は親が出すので土地は贈与しないよ」という約束で本人は鹿児島大学教育学部に進学して土地は次男と三男に分与されたところです。しかし途中で親父が病気で亡くなられて、その後は長男も学校をやめざるを得なく現在の状態になったところですが、突然次男が体調を崩し施設に入院しどうしても島に帰って農業をやる事が出来ませんので、兄貴に土地を贈与するという話がありまして私の方に相談がありました。それで5月18日14時からその旨調査したところです。ところがやはり本人の承諾書もないし本人からの聞き取りも出来なかった関係でちょっと問題があるねという話しをしながら本人と話したところ、本人が先月の24日に大阪に上って入院している弟と面談をしてこの贈与に関して話しをしたということで25日午後1時20分渡人本人から直接電話があり、申請書のとおり間違いありませんのでよろしく願いしますということでありましたので皆様方のご審議よろしくお願

いたします。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

8番 (行委員)

議案第35号議案番号No.15農地法第3条の規定による許可申請について6月15日午前11時に受人からアダン本社内で聞き取り調査を行いました。申請書のとおり間違いがないことを確認したことを報告いたします。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

2番 (山下委員)

議案第35号農地法第3条の規定によるNo.15について報告いたします。

5月27日(水)午前10時に借人と貸人の申請書の記入に立ち会いました。土地の所在及び権利の設定、貸し賃等記載内容に間違いのないとのことでした。

次に土地の報告をさせていただきます。

5月1日(金)午後4時30分に借人が農地を探していたため、現地を紹介しました。現在はサトウキビの取り残しが少々ありますが、草刈りをすれば使用できる状態です。今後は蚕の餌となる桑を栽培するとのことですので周囲への影響はないと思います。

続きまして農地法第3条の調査書について報告いたします。

6月11日(木)午後4時45分に借人立会の下、住用町摺勝と川内にある経営農地の現地調査を行いました。現地は桑の木が植えてあり合計で900本程とのことでした。桑の葉の収穫、草刈り、堆肥撒き等の農作業を毎日行っているとのことでした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりであります。以上で報告を終わります。

13番 (喜野委員)

議案第35号No.16農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

6月17日午前11時に受人の自宅で面談いたしました。今回申請のありました農地は所有者である父からの贈与です。父は高齢のため今後耕作の予

定はなく今回受人の長男に贈与するとのことでした。受人は自営業で電気工事関連の仕事をしております。申請書にも記載されておりますが今後野菜栽培を行う予定だそうです。申請書記載内容に相違のないことを確認いたしました。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

6番 (榮委員)

農地法第3条の規定による許可申請について調査報告をいたします。

6月12日8時30分頃渡人の自宅に伺いましてこの件につきまして贈与については今喜野委員から説明がありましたとおりですが、土地につきましては現在サトウキビが植えてある畑が一寸後は野菜とか色々植えられていますが荒れた土地も少し見られました。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

5番 (山田委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.17について6月12日8時40分頃譲渡人宅を訪問して調査いたしました。

この案件は父から子への贈与です。譲渡人は10年前には譲受人と打田原に住んでいましたが、その弟が中金久に居りその隣りに家を建てて10年以上生活していると思います。申請書のとおり間違いないということでした。それで20アールの下限面積に足りない分は友達から土地を借りて今野菜等耕作しているということで、よろしく願いますということでした。以上報告を終わります。

6番 (榮委員)

16日の午後5時30分頃に受人宅へ伺いまして現在の畑はどうなっているかを聞きましたところ、2カ所野菜を植えてもう1カ所はサトウキビを植えてあるのですが、そのサトウキビ畑は個人に貸してあるそうです。自分が退職した時にはこの畑も皆野菜を植えてしたいということでしたので書類等は問題ないと思います。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

10番	<p>(南委員)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請議案第35号No.18の調査報告をいたします。</p> <p>申請地は受人の畑内にあり永年受人が耕作していた土地を今回渡人から購入予定の土地とのことでした。6月16日午前10時にお二人に電話を入れ渡人については連絡が取れ間違いないとの返事をいただき、受人は連絡が取れませんでしたので現地確認をしながら午後2時から3時の間自宅、牛舎、農場等を探しましたが会えず、午後6時に本人に電話を入れましたが連絡が付きませんでしたので、17日午後から現地を再び尋ねましたが会えず、お兄さんという方に会うことが出来携帯電話の番号を教えてもらえないか頼みましたが駄目でした。18日午後から平地区、手花部地区内の畑にいる人をしらみつぶしに探していき3時30分に手花部の畑でやっと本人を捜し当て今回の申請の確認を取ることが出来ました。</p> <p>なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは本案に対する質疑に入ります。</p>
4番	<p>(昇委員)</p> <p>51ページ何も記載されておりませんが、受け付けた時注意か何かしなかったのですか。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>許可書を渡す際に原本に書いてもらって許可書を交付したいと思います。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について、は担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませ</p>

んか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について、は審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第36号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の議案の朗読と農地区分の報告)

No.11につきましては、売買による所有権の移転で、植物園にするための申請であります。

申請地は用集落を越えて笠利崎へ行く途中の植物園が広がっている地区で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断いたします。

No.12につきましては、贈与による所有権の移転で、コテージを建設するための申請であります。

申請地は先日の農地パトロールの時も見ていただきましたが、三鳥屋から川上へ上がっていく県道の道路沿いになります。農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断いたします。

以上2件でございます。

議長

(前山会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

事務局

(用稲次長)

No.11の申請について、調査報告をいたします。

昨日電話を入れて確認いたしました。申請の地番、面積、所有権移転の内容につきまして確認しております。譲渡人につきましては所有権移転手続等

の請求事件でございまして裁判所の方からも判決確定証明をいただいておりますので確認の方は省略していただきました。以上です。

3 番 (吉委員)

土地について説明をいたします。

6月18日午前10時に笠利町大字用の長島植物園内にて現場管理人と会い用字オフ田790番と用字苗代田1124番の現地確認をいたしました。申請地は植物園内にあり植物園として使用することです。今回の申請は登記手続等が出来る現状になったので申請されたとのこと。委員の皆様方のご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

事務局 (用稲次長)

No.12につきまして調査報告をいたします。

昨日5時30分に譲受人に連絡を入れまして今回の申請に係る内容、土地の所在、面積その他確認を行いました。申請書のとおり間違いありませんということで連絡をいただいております。以上です。

5 番 (山田委員)

農地法第5条第1項の規定による許可申請No.12の譲渡人と土地について調査しましたので報告いたします。

これは母から子への贈与です。譲渡人は1年前に島に帰って同居しているということで手花部でカフェを経営しているということでした。

土地はこの間の笠利町の農地パトロールの時委員さんには説明しておりますが、外金久字屋仁肥田816番1の一部を分筆贈与することです。赤木名から屋仁に行くと上り坂のすぐ手前の右側にある土地で72ページを見ていただければ分かりますが、申請地の傍には道路があります。上に一軒住宅がありますので途中まではずっと生コン車が通りそうな道路があるのですが、これは赤木名に水道が引かれた時に屋仁ダムから水道管を埋めるため許可した私道ということで、この図面には載っていないようです。この土地は60年前には3世帯の家があり宅地でしたが税金対策で地籍の時に畑にしてもらったということで、すぐ何も思わずに工事を始めようと思ったら畑で出来なかったものから申請をしたということでした。先程譲受人の申請書には資金面とか書いていませんが全部自己資金です。建設会社に任せて許可下り次第建設を始めるということで、なるべく早くお願いいたしますということでしたのでよろしく審議をお願いいたします。以上です。

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。</p> <p>74ページを見る限りでは個人の住宅のように思えますが、コテージとはどういう意味ですか。</p>
事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>長期滞在型施設で人に貸すということではないですか。別荘のようなものです。</p>
5 番	<p>(山田委員)</p> <p>本人とは会っていませんが、今内地からしょっちゅう友達に来て母の家で寝泊まりしているのですが、こういう寝泊まりする所が欲しいということで申請をしたということです。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>別荘とはいわないまでも貸別荘ということですかね。</p> <p>外に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」のこえあり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第36号農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第36号農地法第5条に規定による許可申請については、審議の結果、各項目とも適当と認めて県農業会議に諮問することに決定いたしました。</p> <p>日程第5</p> <p>議案第37号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決</p>

議 長	<p>定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第 3 7 号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 3 7 号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p>
	<p>日程第 6</p> <p>議案第 3 8 号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
議 長	

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第38号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第7

議案第39号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(有川笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第39号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

- ・遊休農地の指導について

(前山会長)

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成26年 6月19日

奄美市農業委員会

会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進